

# 世界作成者フォーラム (GPF) の活動状況

世界作成者フォーラム委員  
三井物産(株) 経理部会計基準室室長代理

いしぐる てつじろう  
石黒 徹次郎

## はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) のオフィスにおいて世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum、以下「GPF」という。) が2011年11月8日に開催された。日本からは、メンバーである山田浩史パナソニック株式会社理事東京支社経理グループグループマネージャー及び筆者が参加した。

GPF は、IASB が定期的に作成者の意見を直接聞く場を設けたいという趣旨で2007年末から年に3回の頻度で開催されている。2008年夏より国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS 解釈指針委員会) の現委員の湯浅一生氏が参加していたが、同氏の同委員就任に伴い、今回より山田氏が参加している。筆者は2009年末からの参加となる。

メンバーは各地域の企業より参加しており、現時点では欧州6、米国5、アジア・オセアニア3、その他の地域2の計16名という構成となっている。メンバーは各社、各国、各地域などの出身母体の意見も参考にしつつ発言するが、基本的に個人資格での参加となり、コメントは個人のものとして扱われる。

GPF は、各回IASBより提示されたテーマに関しIASBへのインプット及び意見交換をす

るもので、その場で回答やコンセンサスを得ようというものではない。

本稿では、今回のGPFで取り上げられた以下のテーマに関するメンバーからの主なコメントについて紹介する。

- 将来のアジェンダ及びデュープロセス (Future agenda and due process)
- IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretation Committee)
- IFRS の国際的適用 (Global implementation of IFRSs)
- 金融商品 (Financial Instruments)
- リース (Lease project)
- 収益 (Revenue project)

## 将来のアジェンダ及びデュープロセス

### 【アジェンダ・コンサルテーション】

昨年7月に公表されたアジェンダ・コンサルテーションで提案されている区分と戦略領域に賛同する。ただし、ここ数年で新しい基準が多く公表されており、また現在進行中の4大プロジェクトの公表も予定されていることから、新しい財務報告基準の開発は暫く控え、既存の国際財務報告基準 (IFRS) の維持管理を優先すべきと考える。

新たに IFRS を採用する国々への配慮も必要である。わが国における IFRS の任意適用が進まないのは、IFRS の将来に関する不透明感への不安が一因ではないかと感じる。財務諸表の表示や負債のプロジェクトについては中止も含めて検討してはどうか。

#### 【財務報告の将来像】

適切なアジェンダを決定し正しい方向に進むためには、財務報告の将来像がどうあるべきかを明確にすべきである。利用者における有用性も重要だが、作成者と利用者とのコミュニケーションの道具として有効かどうかもあるべきである。そういう意味でも開示フレームワークの開発は重要である。また、会計基準における「高品質」とは何かについて十分議論すべきである。

#### 【リソース問題】

IASB の活動においてリソースの問題があるならば、各国の基準設定主体を活用することも考えても良いのではないか。各国の基準設定主体は国内におけるネットワークや、横の繋がりを有しているため、有効な Research 活動が可能であろう。

## IFRS 解釈指針委員会

#### 【Rejection Statement の扱い】

IFRS が明確であるなどの理由からアジェンダに取り上げないことを記した Rejection Statement が一種の解釈として扱われている場合がある。さらに解釈指針や基準開発時の Staff Paper が参照されている場合もある。過去から長く IFRS に関係している国であれば、基準開発時にどのような議論を経ているのかなどのノウハウも残っているだろうが、新しく IFRS を適用しようとしている国にはそのようなノウハウの蓄積はない。そのような状況で一

貫性のある IFRS の適用が可能なのか疑問である。よし悪しは判断できないが、そのような資料が IFRS の適用に際し解釈として使われていることを IASB は認識し、何らかの対応をする必要があると考える。

#### 【解釈指針の範囲】

公表されている解釈指針には、文字どおりある規定に解釈を与えている範囲の狭いものもあれば、IFRS の本質的な議論を行っており解釈の域を超えているようなものもあり「解釈指針」の範囲が不透明である。解釈指針とはいえテーマによっては大きな影響を及ぼすものもあり、IFRS と比較し十分なプロセスを経ているか疑問がある。また、実務に重要な相違がない若しくは広範囲な問題ではないことから取り上げられなかったテーマでも、特定の国や地域、若しくは特定の業界では重要な問題であることもあり、アジェンダの決定方法についても改善が必要と感じられる。また、地域に限定される問題については、地域の基準設定主体を有効に活用することを提案する。

## IFRS の国際的適用

#### 【適用における一貫性の欠如】

例えばインドや中国などにおける一般に知られている適用上の問題は大きな問題ではない。むしろ、IASB 版の IFRS を適用していると公言しつつ、その国独自の解釈を加えているような、外から特定できないケースが問題である。例えば、鉱山の閉山費用（負債）を実際に必要な数値に比べ少額となる現地当局のルールに基づく方法で測定しており、現地の監査人もそれを認めてしまっているケースがある。その場合、外部からは問題が全く隠れてしまい、その国の会計実務の実態を知らない者には気づきようがない。このような問題を炙り出すメカニズ

ムが必要であろう。

#### 【IASB の役割】

基準やガイダンスが不明確であればIASBの問題といえるが、基準やガイダンスは明確であるが正しく適用されていない場合はIASBの問題ではない。また、会計基準の適用は各国の主権問題であり扱いが難しいし、基準設定主体のIASBにできることには限界があるのは理解する。しかしながら、IFRSの適用を監視する国際的な機関が存在しない中で、誰かが行わなければならないならば、現在それを行えるのはIASBしかいないと思う。そういう意味でギリシャ債に関する声明は立派であると感じた。

## 金融商品

#### 【ヘッジ会計】

約定残高についても公正価値オプションの対象とすることで、現物コモディティを取り扱っている企業の公正価値管理を財務諸表に反映させるという案だが、棚卸資産についても公正価値で測定できないとすべてのポジションを公正価値で測定することに繋がらない。IAS第2号の例外にあるトレーダーやブローカーに該当しない企業の場合、依然会計のミスマッチが残る。また、Own use exceptionの適用についても、例えば約定残高は直前に現金で精算し、別の現物契約を即締結することで、適用を避けているようなケースもあり一貫性がないのが実態である。

#### 【減損】

金融機関向けの提案となっており、非金融機関への適用には複雑すぎる。バケット1と3は現行処理の延長線で理解できるが、バケット2は理解が難しい。結果としては、今の実務をどのように新基準に嵌めていくかという作業になると考える。非金融機関に対しては、もっとシ

ンプルなモデルを検討してほしい。

#### 【相殺】

法的に強制可能という要件の負担が大きい。法律上の扱いについては専門家に確認する必要があり、国際的に活動を行っている企業の場合それを各国で行う必要が発生している。

## リース

#### 【損益の認識パターン】

損益の認識パターンが変わるのは大きな問題である。また、EBITDAへの影響も大きい。事業が安定している企業であれば問題がないかというところではない。適用範囲の問題とも絡むが、例えばクラウドを利用すれば、リースではなくサービスとして処理できるが、ホストコンピュータをレンタルすれば間違いなくリースとなるなど、会計処理が営業判断に影響を与えることが予想され、それは好ましいこととは思わない。そのような問題が各所で発生することが予想される。

最新案では、借手の会計について、公開草案に対して指摘されたFrontloading（費用が前半に重い）の問題への対応ができていない。最新案よりむしろ2011年4月にボードで暫定合意したファイナンス・リースとそれ以外のリースの2つに分けるモデルを支持する。

## 収益

#### 【収益の分解】

収益の分割表示について、セグメント情報の要請に加え、収益プロジェクトで提案されている内容に厳密に従うと不必要に表示区分が増えることが懸念される。要請の変更若しくはワーディングの見直しが必要と思われる。

**【時間的価値】**

収益サイドだけを取り出して考えれば、概念的には受け入れられる。しかしながら物流などでは、必ず原価サイドに同様の問題が存在し、一方だけを取り出して議論することはできない。原価サイドもこのプロジェクトに加えるか、若しくは時間的価値に関しては別プロジェクトで検討するなどの対応が必要と考える。

**【開示】**

現行の基準に比べて開示が大幅に増加する。特に契約資産・負債の調整表などは対応が難しい。さらに中間開示においても同様の調整表を求めることを提案しているが、他の基準にはそのような要請はない。本当に必要なのかさらなる検証が必要と感じている。